

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101011 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100181 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 22 年 4 月 1 日に訂正し、平成 22 年 4 月から平成 28 年 4 月までの期間の標準報酬月額を 44 万円とすることが必要である。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がないとして訂正請求を行ったが、被保険者要件が否定され、記録の訂正は認められなかった。その後、日本年金機構は、平成 28 年 5 月 1 日から令和 3 年 1 月 8 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間と認定して記録訂正を行ったが、B 地方裁判所及び C 高等裁判所の判決で、請求期間についても雇用契約上の権利を有する地位にあると認定されたので、判決文を提出し、再度申請する。

第 3 判断の理由

請求者が、A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がないとし、請求期間を平成 21 年 1 月 4 日から平成 30 年 6 月 30 日までの期間として、平成 30 年 6 月 6 日付けで行った訂正請求については、請求者から提出された給与明細書、源泉徴収票及び在職証明書、日本年金機構の回答、A 社の事業主の回答、健康保険組合における任意継続被保険者の記録並びに国民健康保険の加入記録から、令和元年 5 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し請求者は、新たな資料として B 地方裁判所及び C 高等裁判所の判決文を提出し、平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までを請求期間とする訂正請求を再度行っているものである。

なお、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成 28 年 5 月 1 日とする資格の得喪の確認請求を平成 30 年 6 月 4 日 (受付) で日本年金機構に対し行い、日本年金機構は

同年 12 月 3 日に当該確認請求を却下する旨の処分をしたが、請求者は、日本年金機構の処分を不服として関東信越厚生局社会保険審査官に審査請求を行い、社会保険審査官は、令和 2 年 11 月 19 日付けで日本年金機構の処分を取り消す決定を行い、この決定を受けて、日本年金機構は厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成 28 年 5 月 1 日、同資格喪失年月日を令和 3 年 1 月 8 日とする被保険者記録の訂正を行っている。

また、請求者から提出された B 地方裁判所及び C 高等裁判所の判決文によると、平成 22 年 4 月から固定報酬 43 万円及び通勤定期代を支給されていたことが認められている。

一方、請求者から提出された平成 23 年 5 月分から平成 30 年 4 月分までの給与明細書（一部期間を除く）並びに A 社の事業主から提出された平成 22 年 4 月分から平成 30 年 5 月分までの報酬及び交通費等が記載されている業務委託支給一覧により、請求期間について給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求期間について、厚生年金保険料の控除は確認できないものの、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 22 年 4 月 1 日であると認められ、給与明細書及び源泉徴収票から確認できる報酬月額により請求期間の標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。